

令和6年能登半島地震で被災した 地域の祭りの

再開を支援します！



たとえば…

- ・祭りの用具の修理費
- ・当日の消耗品費、資機材レンタル料などに要する経費を支援します

県（いしかわ県民文化振興基金）では、能登のふるさと文化の継承や、地域コミュニティの再建につなげるため、能登半島地震で被災した地域の祭りの再開を支援します。

対象団体

次のいずれかに該当する団体

- ①地縁団体（自治会、町内会または区等）
- ②複数の地縁団体の区域を束ねる祭りの保存会、実行委員会等

対象の祭り

七尾市以北の6市町を中心とする被災地において、地震による用具の破損や、担い手不足などの影響が及んでいる祭り
（長年地域で保存・継承されているものを市町が認定）

対象経費

- ・祭りの開催に向けた準備経費
祭りの用具等の修理・新調（経年劣化によるものを除く）、開催に向けた検討会、SNSでの情報発信やポスター等の広報費など
- ・祭りの開催経費
開催に係る各種消耗品購入、外部協力者（警備・清掃など）謝礼、資機材借上げなど

※支出したことを証明する領収書や請求書等の書類が必要

助成額等

3年間で最大150万円

※各地域からの要望状況によっては、1つの祭りに支援が偏らないよう多くの地区から構成されるような祭りについては別途上限額を定める場合があります。

Q&A

Q 申請はどのようにすればよいですか。

A 現在（令和6年6月末時点）申請の受付については準備中です。各市町の担当課で申請をとりまとめるので、受付を開始して以降、各市町からご案内します。

Q 助成の対象外となる祭りはありますか。

A 以下のものは対象外です。

- ・観光やにぎわい創出を目的としたもの
- ・祭りの開催とは独立して伝統芸能を披露するもの
- ・地域の住民が集まらず各家庭で催行することを主とした伝統行事

Q 令和6年度は神事みの祭りとなりましたが助成を受けられますか。

A 神事みの祭り自体は対象となりませんが、地域住民が参加する祭りを令和7年度以降に開催することを表明していれば、その準備のための経費は令和6年度から助成を受けることができます。

Q 助成の対象外となる経費はありますか。

A 以下の経費は対象外です。

神饌料や供物料など神事に関する経費、飲食費、神輿・キリコ等の担ぎ手に対する謝礼・交通費・宿泊費等、事務用品、汎用性の高い備品(PC等)、景品・記念品

Q 助成金は3年間でどのように交付されますか。

A 1つの団体につき最大50万円×3年間の助成を基本としますが、実績に応じた交付となりますので、1年目に最大150万円の助成を受けることもできます。（例：1年目に用具の修理で150万円の経費がかかった場合⇒助成額：1年目150万円 2,3年目0円）
事業終了後の精算払いを基本としますが、交付決定を受けてからは、交付決定額の8割まで概算払を受けることができます。

Q すでに支出してしまった取り組みの経費は助成を受けられますか。

A 発災以降、申請開始までに支出した経費についても、令和6年度中に申請することで助成を受けられます。ただし、支出したことを証明する領収書や請求書等の書類が必要になるので、保管してください。